

Client Alert

19 February 2026

米国 IEEPA 関税の還付のために日本企業の取るべき対応

日本語版に関するお問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com



高波 功
アソシエイト
+81 3 6271 9453
taku.takanami@bakermckenzie.com

IEEPA 関税の今後の在り方について米国連邦最高裁が判断へ

米国政府によって 2025 年 1 月以降に課された IEEPA 関税を支払った米国への輸入者には、当該 IEEPA 関税の還付を求める機会が与えられる可能性がある。IEEPA 関税が違法と判断された場合、判決直後に関税還付を求めて訴訟提起を行う企業が更に増加することが見込まれる。もっとも、利用可能な救済措置の時期や範囲には依然として不確実性があるため、必要な申立の機会を見落とさないよう、時間的制約の中で、救済措置の時期や範囲について慎重に検討する必要がある。

これまでの経緯

米国は、2025 年 2 月以降、日本を含む事実上全ての貿易相手国からの輸入品に対して、広範かつ大幅な関税を課してきた。これらの関税は、米国の「国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act : IEEPA）」に基づくものである。IEEPA 関税は段階的に発動され、まず 2025 年 2 月 4 日に、中国、メキシコ及びカナダからの輸入品に対する適用が開始された。その後、2025 年 4 月には、いわゆる米国の貿易赤字を理由とする関税として、「相互（reciprocal）関税」と呼ばれる一連の新たな措置が発動された。この相互関税は、発動直後に一時適用停止されたものの、最終的には米国はこれらを再開し、現在も引き続き適用されている。日本については、当初 25% の関税率が示されていたが、交渉の結果、追加関税率は 15% に抑えられ、現在もこの追加関税率が適用されている。

IEEPA に基づくこれらの関税の合法性に異議を唱える企業から、複数の訴訟が提起され、米国の 2 つの下級裁判所においては、これらの関税が違法かつ違憲であるとの判断が出ている。その後、迅速に上訴が進められ、米国連邦最高裁判所での審理に付された。米国連邦最高裁判所における口頭弁論は 2025 年 11 月に行われ、判決は近日中に出される見込みである。

米国輸入者が取るべき対応

米国への輸入者となる企業は、以下の対応を検討すべきと考えられる。

- 関税還付請求権を保全するため、国際貿易裁判所（Court of International Trade）において、IEEPA 関税の違法性を主張する訴訟提起（protective appeal）を行う準備を進めること
- 米国輸入申告における「関税清算（liquidation）」又は最終確定のタイミングを確認すること

関税清算が行われると還付請求権に一定の制限がかかるため、関税清算のタイミング（日付）は極めて重要となっている。

英語版アラートに関する お問い合わせ先



Christine Streatfeild
Partner
Washington, DC
+1 202 835 6111
[christine.streatfeild
@bakermckenzie.com](mailto:christine.streatfeild@bakermckenzie.com)

弊所では、訴訟提起に向けた準備の一環として、社内での訴訟資料等の収集にご活用いただける質問リストを準備しております。訴訟提起を検討される場合や関税清算が生じた場合には、弊所までお問い合わせいただければと存じます。

詳細やご質問等については、弊所国際通商グループまでご照会ください。